

試験研究施設等の利用料及び納入方法等に関する細則

(平成20年8月26日制定)

(平成26年3月25日改正)

(平成27年8月18日改正)

独立行政法人酒類総合研究所試験研究施設等利用規程第13条に基づき利用料及び納入方法等について以下のとおり定める。

(施設、機器の利用料算定)

第1条 施設、機器の利用料については、次の表に掲げる1日当たりの利用料の額に利用日数を乗じて得た金額と当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額(百円未満の端数は切り捨てる。)とする。

施設、機器の取得価格 <sup>※1</sup>	1日当たりの利用料
500万円以下	3,767円
1,000万円以下	7,534円
2,000万円以下	15,068円
3,000万円以下	22,602円
5,000万円以下	37,671円
5,000万円超	$\text{施設、機器の取得価格}^{\ast 1} \times \frac{1.1^{\ast 2}}{\text{耐用日数}^{\ast 3}}$

2 施設、機器の利用に際して、職員が指導した場合の利用料の算定については、前項で算出した金額(端数切り捨て処理前)と以下の算式で得た金額との合計額(百円未満の端数は切り捨てる。)とする。

$$\text{職員指導料} = 4,761\text{円}^{\ast 1} \times \text{指導時間} \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率})$$

※1 消費税及び地方消費税抜きの金額とする。

※2 1.1(乗数)は、一般管理費を全体の10%と見立てた数値とする。

※3 耐用日数とは、試験研究施設等の耐用年数に365日を乗じたものとする。

(会議室、審査室等の利用料算定)

第2条 会議室、審査室等の利用料については、次の表又は算式に掲げる1時間当たりの利用料の額に利用時間を乗じて得た金額と当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額(百円未満の端数は切り捨てる。)とする。

一 大会議室

施設名	1時間当たりの利用料
大会議室	3,809円

なお、官能評価を行う場合は、1時間当たりの利用料に1.5<sup>※2</sup>を乗じて得た額(円未満の端数は切り捨てる。)とする。

## 二 大会議室以外の会議室等

$$1 \text{ 時間当りの利用料} = 3,809 \text{ 円}^{*1} \times \frac{\text{利用会議室等の床面積}}{\text{大会議室の床面積 (186 m}^2\text{)}}$$

なお、官能評価を行う場合は、1時間当りの利用料に1.5<sup>\*2</sup>を乗じて得た額（円未満の端数は切り捨てる。）とする。

※1 消費税及び地方消費税抜きの金額とする。

※2 1.5（乗数）は、審査器具等の利用を考慮した利用料（率）とする。

（学術団体及び酒類業関係者等の利用）

第3条 第1条及び第2条の規定にかかわらず、大学、公設試験研究機関、酒類業団体等の利用で、その利用目的等から理事長が認めた場合については、施設、機器の利用料を減額又は無料とすることができる。

（納入方法）

第4条 利用終了後、研究所は請求書を発行し、利用者は請求書発行日より30日以内に口座振込により納付するものとする。

附 則

この細則は、平成20年8月26日から施行する。

附 則

第1条、第2条及び第3条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第2条の改正規定は、平成27年9月1日から施行する。